

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「国及び市町村から派遣されている職員の氏名及び派遣元及び派遣先がわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成30年10月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

- ア 国からの交流状況 平成30年7月20日時点
- イ 市町村からの受入職員一覧（平成30年度） 平成30年4月1日現在

##### （2）開示しない部分

- ア 個人の年齢
- イ 一部派遣元の市町村名

##### （3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年12月21日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、一部不開示部分を取り消すとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

### 4 諮 問

令和元年5月7日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

一部不開示部分を取り消すとの裁決を求める

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

不開示情報でないため  
理由提示に不備があるため

##### (2) 意見書

ア 令和元年6月7日收受

##### (ア) 不開示の職員の年齢について

不開示の職員の年齢は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除くものである。奈良県では条例の解釈について、奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準という」。）を制定している。ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」。そして、「「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」る（解釈運用基準26頁）。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、プライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。そして、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められている（平成19年（行情）答申第65号）。

人事異動の報道につき、部次長級以上の写真データを人事課より広報広聴課を経由して報道機関に渡しており、職員の経歴を記者クラブに紙媒体で情報提供する。実際、情報提供された報道機関各社により、顔写真、経歴等が報道されており、これには年齢も含まれる。よって、これら公にされた職員の年齢は第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

##### (イ) 不開示の派遣職員の派遣元の市町村名について

不開示の市町村振興課に所属する実務研修員の派遣元は、平成31年1月21日付け広第119号開示決定による市町村振興課座席図（H30.10.1）で開示されている。一人に開示されたということは誰にでも開示できることを意味する。ゆえに、不開示の市町村振興課に所属する実務研修員の派遣元は、第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

実施機関は、平成29年8月22日付け人第256号弁明書で、「県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、当該職員の私生活等に影響を及

ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するものとして、原則開示することとされている」と述べている。これは解釈運用基準28頁と同趣旨である、

職務遂行に係る情報については、平成13年度（行情）答申第31号において、諮問庁が厳格に解釈する必要があるとしたのに対し、審査会は、「政府の諸活動を説明する責務を全うされるようにする観点から設けられた趣旨に照らせば、諮問庁主張のように当該規定を限定的に解することは適当でない」とし、当該情報が私生活にかかわる情報と明確に区別されることを理由に職務遂行の内容に係る情報と認めている。

市町村の職員が、採用された地方公共団体ではなく、県で実務研修員として職務を遂行していることは、私生活にかかわる情報と明確に区別される情報であり、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれはないから、開示された市町村と同様、氏名、所属課と一体として、その派遣元も第7条第2号ただし書ウにより開示すべきである。

#### （ウ）理由提示について

開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をしたときは、その決定の理由を記載しなければならない（条例第11条第3項）。これは奈良県行政手続条例第8条に規定する「理由の提示」の一般原則を改めて規定したものである。不開示事項のいずれに該当するかだけでなく、行政文書を開示することができない理由を、できるだけ具体的に記載しなければならない。単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要である。この理由付記は、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、審査請求等に便宜を与えるためである（解釈運用基準49頁）

本件の開示しない理由は、「条例第7条第2号に相当、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」となっている。この記載は条例の抽象的な規定文言そのまま、実質的には不開示の根拠規定を示したものに過ぎない。派遣元の市町村全部が開示ならいざ知らず、本件においては、一部の派遣職員の派遣元の市町村名の開示・不開示が問題となっているところ、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる」との理由だけでは、一部の派遣元市町村名をどのような理由で不開示としたか、つまり開示された市町村と不開示の市町村では何が違うのかが開示請求者に明らかにされていない。よって、事務的に弁明書で不開示理由の説明がされたとしても、決定の瑕疵が治癒されたということとはできないから（最判昭和47年12月5日民集26巻10号1795頁）、理由提示に不備があるといわざるをえない。

#### イ 令和元年6月28日收受

本件の不開示部分の一つは、一部派遣元の市町村名で、開示しない理由は条例第7条第2号に該当、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるためとされている。条例第7条第2号にはただし書があり、ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除くものである。そして、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められている（平成19年度（行情）答申第65号）。

県内市町村の4月の定期異動は、毎年奈良新聞で公表されることが慣行になっており、平成30年4月1日付け異動の記事によると、不開示の職員はそれぞれ上牧

町、下市町、広陵町、大淀町、吉野町、御杖村の職員で、一人を除き県への派遣が明記されている。これは2019年度も同様である、そうすると、これらの職員の派遣元の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえるから、条例第7条第2号ただし書アに当たり、不開示情報に該当しない。

ウ 令和元年9月20日收受

人事異動の報道につき、部次長級以上の写真データを人事課より広報広聴課を経由して報道機関に渡しており、職員の経歴を記者クラブに紙媒体で情報提供する。最初の意見書においては、この慣行を新聞記事で確認し、年齢を公開した4名の記事を添付した。更に、令和元年7月11日付け人第171号一部開示決定、令和元年8月16日付け人第219号一部開示決定により、人事異動に係る報道機関提供資料を確認したところ、副知事、総務部長、県土マネジメント部長については、生年月日及び年齢が、他の部次長級以上の職員はすべて、生年月日が記載されていた。報道機関はこれらの提供資料を基に年齢を報道していると考えられる。そうすると、部次長級以上の職員の年齢は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえるから、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

なお、文化資源活用課長については、既述の2つの開示文書から確認できなかったが（ただし、平成31年4月に地域振興部次長に昇格したときのデータは開示された。）、報道記事からすると、実施機関は、部次長級と同様に、何らかの情報提供をしていると考えられる。

#### **第4 実施機関の説明要旨**

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件行政文書について**

本件行政文書は、人事交流の一環として、平成30年度において実施機関に派遣されている国の機関、県内市町村及び一部事務組合からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）について整理するため、実施機関が作成したものであり、派遣職員の氏名、年齢、派遣元の名称、受入年月日並びに実施機関における配属先及び補職名が記載されている。

##### **2 条例第7条第2号該当性について**

実施機関は本件決定において派遣職員の年齢及び一部派遣元の市町村名について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした。条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に

係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

#### (1) 個人の年齢について

個人の年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

派遣職員の年齢については、これを公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

これらのことから、個人の年齢は条例第7条第2号に規定される不開示情報に該当する。

#### (2) 一部派遣元の市町村について

派遣職員の派遣元の市町村名については、本件行政文書において氏名と一体として記載されている情報であり、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされている。当該職員録には職員の氏名が配属先とともに記載されていることから、実施機関の職員の氏名は、慣行により公にされているため、本件処分においても、派遣職員の氏名を開示しているが、派遣職員の派遣元の名称は当該職員録に記載されていない。

また、実施機関は、派遣元団体に対して派遣職員が当該団体の職員であるということが法令等の規定により又は慣行として公にされているか聴取したところ、一部の市町村においては、公にしていなかったことであった。

これらのことから、本件決定において不開示としている派遣元の市町村名については、これを公にする法令等の規定及び慣行はないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部の派遣元の市町村名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

#### (3) 理由付記について

審査請求人は、審査請求の理由として「理由提示に不備がある」と主張している。理由付記については、奈良県情報公開条例第11条第3項で「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない」と規定されているが、その趣旨は実施機関が開示不開示の判断を正しく行い、瑕疵ある処分を行うことを防ぐとともに、不開示の理由を請求者に知らせることにより、その審査請求等に便宜を与えることである。そして、理由付記については、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示す必要があることを考慮すると、条文番号とともに、条文の該当部分を示していれば足りるものと解される。

実施機関は本件決定において、不開示部分が条例第7条第2号に該当する旨示し

ており、また条文のうち該当する部分も記載することで不開示情報の類型も示していることから、本件決定における理由付記はその趣旨に照らしても十分なものである。

以上のことから、本件決定における理由付記について、取り消さなければならないほどの不備があるとは考えていない。

### **3 結語**

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

## **第5 審査会の判断理由**

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### **1 基本的な考え方**

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### **2 本件行政文書について**

実施機関では、人事交流の一環として、国の機関、県内市町村及び一部事務組合から職員の派遣を受けている。

本件行政文書は、実施機関が平成30年度において国の機関、県内市町村及び一部事務組合からの派遣された職員の配置状況等について整理するため作成したものである。本件行政文書のうち、「市町村からの受入職員一覧（平成30年度）」には、職員の氏名、派遣元団体の名称、受入年月日並びに実施機関における所属名及び補職名が記載されている。また、「国からの交流状況」には、職員の氏名、年齢、出身省庁名及び交流開始時期等が記載されている。

### **3 本件決定の妥当性について**

#### **(1) 条例第7条第2号該当性について**

実施機関は、本件決定において不開示とした個人の年齢及び一部派遣元の市町村名について、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

#### ア 職員の年齢について

「国からの交流状況」に記載された個人の年齢（以下「本件年齢」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

審査請求人は、人事異動の報道発表を行う際に、報道機関に提供する経歴資料には、部次長級以上の職責に着く職員の年齢が記載されており、新聞記事にも当該年齢が記載されていることから、同号ただし書アに該当するため開示すべき旨主張している。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、人事異動に関する報道発表の際には、例年、報道機関から年齢に関する問合せが多いことから、人事異動の参考情報として提供したものであって、本件年齢については、継続的に公にした事実はないとのことであった。

そこで、当審査会において、事務局に確認させたところ、人事異動に係る報道発表以後において、本件年齢が公にされている事実は確認できなかった。

個人の年齢が慣行として公にされているか否かについては、当該年齢が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、報道機関に対して部次長級以上の職責に着く職員の年齢を情報提供したことについては、提供した目的を考慮すると、個別的な事情にとどまるものとするのが相当である。そして、本件年齢について実施機関が公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件年齢を慣行として公にしているとは認められず、本件年齢を公にすることを義務づけている法令等の規定もない。

これらのことから、本件年齢については、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件年齢については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

#### イ 一部派遣元の市町村名について

一部派遣元の市町村名は、市町村から派遣された職員の派遣元市町村のうち、本件決定において不開示とした市町村の名称（以下「本件市町村名」という。）であって、実施機関に勤務する特定の職員に係る派遣元の市町村の名称である。

本件市町村名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることか

ら、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されており、奈良県職員録に掲載されていることから、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

この点、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、市町村から派遣された職員を含めた実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されているため開示しているが、本件市町村の名称は、奈良県職員録に記載されておらず、本件市町村が作成する職員録等において、当該市町村の職員の氏名を公にしていないことから、本件市町村名を不開示にしたとのことであった。

一方、審査請求人は、本件市町村名については、当該市町村の人事異動の際、新聞記事として掲載されており、同号ただし書アに該当するため開示すべき旨主張している。

この点について、事務局が実施機関に確認したところ、当該報道に実施機関は関与しておらず、実施機関において本件市町村名を公にしている事実はないことから、慣行として公にされているものではないとのことであった。

そこで、当審査会において、事務局に確認させたところ、実施機関において本件市町村名を公にしていると認められる事実は確認できなかった。

不開示とした情報が慣行として公にされているか否かについては、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、市町村において報道機関に人事異動に係る情報を提供したことについては、個別的な事情にとどまるものと考えるのが相当である。そして、実施機関が本件市町村名を公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件市町村名を慣行として公にしているとは認められず、本件市町村名を公にすることを義務づけた法令等の規定もない。

したがって、本件市町村名については、同号ただし書アに該当しない。

また、本件市町村名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部派遣元の市町村名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

## (2) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示と

する理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第2号に係る不開示部分の理由付記について、条例の抽象的な規定文言そのままであり、実質的には不開示の根拠規定を示したものにすぎず、どのような理由で不開示としたかが明らかにされていない旨主張している。

そこで、当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「個人の年齢」及び「一部派遣元の市町村名」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第2号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

#### **4 審査請求人の主張について**

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### **5 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 元年 5月 7日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 6月 7日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 元年 6月 28日	・ 審査請求人から意見書（令和元年6月28日收受）が提出された。
令和 元年 9月 20日	・ 審査請求人から意見書（令和元年9月20日收受）が提出された。
令和 2年11月20日 （第247回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 （第248回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月 29日 （第249回審査会）	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 2月 18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	